

## 平成27年変更されました・・・

雇用保険料率は平成27年4月1日～平成28年3月31日まで次のとおりになります。

(平成27年度 雇用保険料率表)

事業者の種類	負担者		失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

## 在職老齢年金の支給停止額が平成27年4月1日より変更になりました

在職中に受ける老齢厚生年金を受給されている方の年金額は、受給されている老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額により、年金額が調整されます。



60歳から64歳までの方の支給停止調整変更額	46万円⇒47万円へ変更 (28万円の支給停止調整開始額については変更ありません)
65歳以上の方の支給停止調整額	46万円⇒47万円へ変更

### 計算方法

基本月額と総報酬月額相当額	在職老齢年金制度による調整後の年金支給額
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下の場合	全額支給
総報酬月額相当額が47万円以下で基本月額が28万円以下の場合	基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2
総報酬月額相当額が47万円以下で基本月額が28万円超の場合	基本月額 - 総報酬月額相当額 ÷ 2
総報酬月額相当額が47万円超で基本月額が28万円以下の場合	基本月額 - {(47万円 + 基本月額 - 28万円) ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)}
総報酬月額相当額が47万円超で基本月額が28万円超の場合	基本月額 - {47万円 ÷ 2 + (総報酬月額相当額 - 47万円)}

※ 基本月額⇒加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

※ 総報酬月額相当額⇒(その月の標準報酬月額)+(直近1年間の標準賞与額の合計)÷12

# 協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率が改定されました・・・



例

茨城県	9.92%
栃木県	9.95%
群馬県	9.92%
埼玉県	9.93%
千葉県	9.97%
東京都	9.97%

協会けんぽの健康保険料率は、都道府県ごとに異なります。

平成27年度の健康保険料及び介護保険料は、4月分(5月納付分)から適用となります。

※任意継続被保険者の方は5月分(5月分納付)から変更となります。

	改定前	改定後
介護保険料率	17.2/1000	15.8/1000
(被保険者・事業主負担分)	(8.60/1000 ずつ)	(7.90/1000 ずつ)



知ってますか?

## 育児休業給付金の支給率が上げられています

50%  
平成26年3月まで



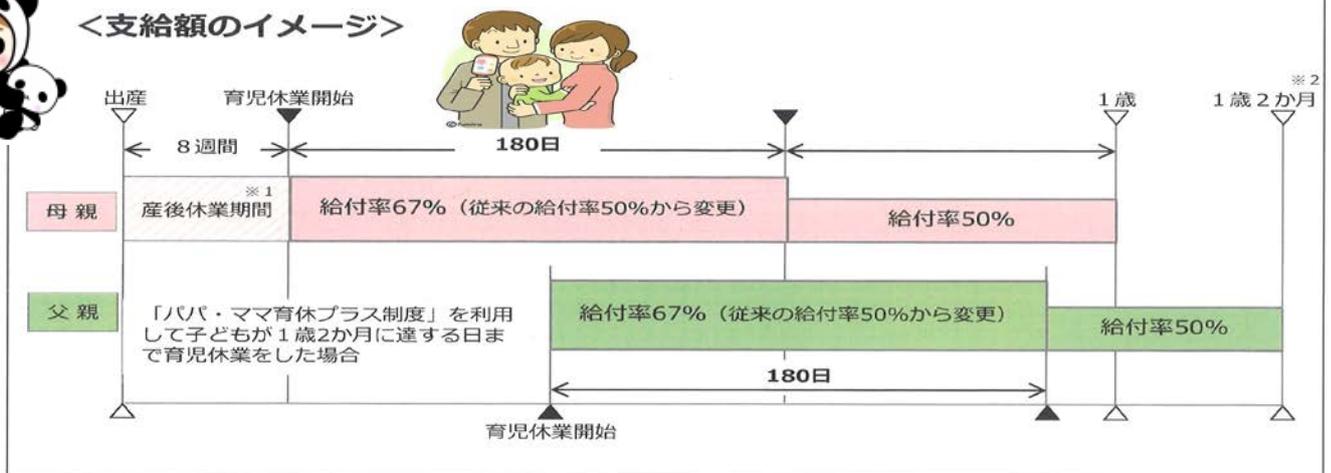
67%  
平成26年4月から

育児休業給付金は、平成26年4月1日以降に開始する育児休業からは、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%となります。

## パパ・ママで半年づつ取得すれば、1年間割増給付が可能です



### <支給額のイメージ>



※ 保育所の入居待ちや特別な理由があり、延長が認められれば、1歳6か月に達する前日まで、育休を延長することができます。

※ 育児休業期間中は、社会保険(健康保険・厚生年金)の保険料について、事業主の申出により、本人及び事業主負担分が免除されます。